

年金積立金管理運用独立行政法人の 役員退職手当支給規程の改正について

1. 役員退職手当支給規程の改正内容

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 96 号)の成立を踏まえ、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請を受けたことから、以下のとおり役員退職手当支給規程を改正することとしました。

【改正点】

法人の役員の退職手当については、次のとおり段階的に引き下げることとしました。

<期間>	<調整率>
現行	100/100
平成25年1月1日～平成25年9月30日	97.35/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	91.35/100
平成26年7月1日～	86.35/100

2. 改正の実施時期

平成 25 年 3 月 21 日(平成 25 年 1 月 1 日適用)

年金積立金管理運用独立行政法人役員退職手当支給規程（平成 18 年規程第 18 号）新旧対照表

新	旧
<p>附則 1、2 略 <u>3 当分の間、役員に対する退職手当の額は、第 2 条の規定により計算した額に100分の86.35を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>附則 1、2 略</p>

附則（平25.3.21改正）

（施行期日）

1. この改正は、平成25年3月21日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

（退職手当に関する経過措置）

2. 改正後の附則第3項中「100分の86.35」とあるのは、適用の日から平成25年9月30日までの間においては「100分の97.35」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の91.35」とする。